

第2章 公害の概要

第1節 公害とは

環境基本法では「公害*」を「環境保全上の支障のうち、事業活動やその他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義しており、経済合理性の追求を目的とした社会・経済活動によって、環境が破壊されることにより生じる、社会的災害のことをいいます。

第2節 公害の種類

「典型7公害*」とは、次に掲げるものをいいます。

公害種別	関 係 法 令
大気汚染	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、道路交通法等
水質汚濁	水質汚濁防止法、浄化槽法、瀬戸内海環境保全特別措置法等
土壌汚染	土壌汚染対策法、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律等
騒 音	騒音規制法、道路交通法等
振 動	振動規制法、道路交通法等
地盤沈下	工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律等
悪 臭	悪臭防止法、化製場等に関する法律等

第3節 令和2年度 地区別苦情内訳

市内における地区別苦情内容の内訳は下記のとおりです。

種別 地区		典型7公害*							その他					総 数
		大気汚染 ※1	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	空地管理	廃材放置	害虫飛来	動物愛護	その他 ※2	
龍野	龍野							3			1		4	
	小宅	7(6)		2	3			1	9		3	1	26	
	揖西東		1						2		1		4	
	揖西西	1(1)		1	1			5	1		1	6	16	
	揖保	5(3)		1	1			2				1	10	
	誉田	2(2)	1		2			1	5		2	2	15	
	神岡	5(5)	1					4	2		1	2	15	
	小計	20(17)	3	4	7	0	0	13	22	0	0	9	12	90
新宮	西栗栖	1(0)											1	
	東栗栖	1(1)									1	1	3	
	香島		1		1								2	
	新宮										1		1	
	越部	1(1)							5		1	1	8	
	播磨高原東												0	
	小計	3(2)	1	0	1	0	0	0	5	0	0	3	2	15
揖保川	半田	2(2)			1							1	4	
	神部	2(2)	3	2					3		1	1	12	
	河内												0	
	小計	4(4)	3	2	1	0	0	0	3	0	1	1	16	
御津	御津	1(1)	2			1			1		2		7	
	室津												0	
	小計	1(1)	2	0	0	1	0	0	1	0	0	2	7	
その他	不明	1(1)			1				1	1	6	1	11	
総計		29(25)	9	6	10	1	0	13	32	0	2	21	16	139

※1 表中の括弧書き数字は大気汚染件数のうち野焼き件数

※2 その他苦情 太陽光発電設置に伴う苦情